

みえの食セレクションロゴマーク取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、みえの食セレクション選定要綱(以下、「要綱」という。)第16条第2項の規定に基づき、みえの食セレクションロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)の適正な管理及び表示を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークとは、別紙1のものをいう。

(ロゴマークの使用)

第3条 ロゴマークは、三重県が使用する場合の他、次の場合に使用できるものとする。

- (1) みえの食セレクション選定品を生産、製造又は販売する者が、みえの食セレクションの制度又は選定品をPRするために使用する場合
- (2) 前号に定める者以外の者が、みえの食セレクションの普及啓発のために使用する場合
- (3) その他、県が使用を適当と認めた場合

(使用上の遵守事項)

第4条 ロゴマークを使用する者は、次に定める事項について、遵守することとする。

- (1) 別紙に基づき、定められた色、形などを正しく使用すること。
- (2) ロゴマークのイメージを損なう使用はしないこと。

(使用申請)

第5条 ロゴマークを使用する者は、「みえの食セレクションロゴマーク使用申請書」(様式第1号)を県へ提出し、その承認を得なければならない。

2 県は、前項の承認にあたり、次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 制度の趣旨に反するもの
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等のための活動、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 不当な利益を得るための活動、又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) みえの食セレクションのイメージや品位を傷つけるおそれがあると認められる場合
- (6) 適正な使用方法に従って使用しないおそれがあると認められる場合

(7) その他承認することが不相当と認められる場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(表示に要する経費の負担)

第7条 ロゴマークの表示に要する経費は、ロゴマークを使用する者が負担するものとする。

(使用期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、以下のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号の場合においては、要綱第9条の規定により、県が定めた選定の有効期間までとする。
- (2) 第3条第1項第2号の場合においては、第5条第1項の規定により、県が承認した使用期間までとする。

(事故、苦情等の処理)

第9条 ロゴマークの使用に関する事故又は苦情等が発生した場合は、ロゴマーク使用者は誠意をもって、その責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

(使用の中止)

第10条 知事は、ロゴマークを使用した者が、次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれのある場合は、ロゴマークの使用を中止させるものとする。

- (1) 要綱第15条第1項の規定により、選定が取り消された場合
- (2) 第4条の規定に反して表示した場合
- (3) 第9条の規定による必要な措置を講じなかった場合
- (4) その他県が中止することが適当と認めた場合

2 前項の規定によるロゴマークの使用の中止により、直接又は間接に生じた損失については、ロゴマーク使用者が自ら負担するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めることとする。

(附則)

この要領は、平成25年 4月22日から施行する。

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成27年12月 1日から施行する。

この要領は、平成29年 2月 1日から施行する。

この要領は、平成30年 3月27日から施行する。

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 4年 7月29日から施行する。

この要領は、令和 7年 3月19日から施行する。